

年度 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除申告書

宛名番号 _____

氏 名 _____

上場株式等の所得について、所得税とは異なる課税方式を選択した場合で、譲渡損失を繰り越す場合は、必ず申告してください。また、翌年の申告においては、所得税における繰越損失額と住民税における繰越損失額に相違が生じる場合があるため、確定申告にて繰越損失の申告を行うほか、住民税においても繰越損失額の申告を行ってください。

申告がない場合、本来適用可能な繰越損失額の適用を行うことができなくなる場合があります。

(株式等の譲渡がなかった年も、譲渡損失額を翌年に繰り越すためには申告が必要です。)

確定申告の内容

譲渡損失の 生じた年分	前年から繰り越された上場 株式等に係る譲渡損失の金額		本年分で差し引く上場株式 等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった 上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (年分)	Ⓐ		⑩ 謹渡所得から	本年の3年前分の譲渡損失の金を翌年 以降に繰り越すことはできません。
			⑪ (分離) 配当所得から	
本年の2年前分 (年分)	Ⓑ		⑫ 謹渡所得から	(Ⓑ)-(⑫)-(⑬)
			⑬ (分離) 配当所得から	
本年の前年分 (年分)	Ⓒ		⑭ 謹渡所得から	(Ⓒ)-(⑭)-(⑮)
			⑮ (分離) 配当所得から	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から 差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額	⑯			
本年分で分離課税配当所得等の金額から差し引く 上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額	⑰			
翌年以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額			⑱	



住民税の申告内容

譲渡損失の 生じた年分	前年から繰り越された上場 株式等に係る譲渡損失の金額		本年分で差し引く上場株式 等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった 上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (年分)	Ⓐ		⑩ 謹渡所得から	本年の3年前分の譲渡損失の金を翌年 以降に繰り越すことはできません。
			⑪ (分離) 配当所得から	
本年の2年前分 (年分)	Ⓑ		⑫ 謹渡所得から	(Ⓑ)-(⑫)-(⑬)
			⑬ (分離) 配当所得から	
本年の前年分 (年分)	Ⓒ		⑭ 謹渡所得から	(Ⓒ)-(⑭)-(⑮)
			⑮ (分離) 配当所得から	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から 差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額	⑯			
本年分で分離課税配当所得等の金額から差し引く 上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額	⑰			
翌年以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額			⑱	